# グリーン調達ガイドライン

## 1. はじめに

環境保全活動の重要課題として「環境への影響を考慮した技術開発・製品開発」を推進しております。そのためには、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が、低減されることが不可欠であります。そのような部品・材料を優先的に調達すると共に、有害物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」の推進に取り組むべく、「グリーン調達ガイドライン」を定めることに致しました。

今後、当社では、このガイドラインに基づき、お取引様と共に積極的なグリーン調達を推進して行きたいと考えております。環境保全に対する取り組みの重要性をご理解いただき、ご協力の程、よろしくお願い致します。

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、原則として当社が調達する全ての製品（材料・部品・ユニット・付属品・梱包材）に適用します。お客様のご要望により、個別の基準を設ける場合もあります。

## 3. 対象とする化学物質

次の通りです。詳細は、別紙「対象化学物質」を参照願います。

1. 禁止物質　65 物質群
2. REACH 規制による高懸念物質（SVHC）第 1 次~第 6 次　73 物質群
3. 管理物質　9 物質群
4. ハロゲン元素　4 物質群

## 4. 取引先様へのお願い

弊社に納入いただいております全ての製品・部品・ユニット等について、3 項に定めます「対象とする化学物質」の不使用および非含有につき、調査させていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。また、新規開発品について、使用もしくは含有する場合には、書面にてお知らせいただきますようお願いします。

調査フォーマットについては、別紙「化学物質調査票」となります。

## 5. 機密保持

ご回答頂いた内容、業務遂行を通して知りえた情報は、慎重に取扱い、社外に漏洩させないように厳重に管理いたします。